

竹田市

事業承継支援事業補助金

受け継ぐことは、
未来を育てること。

大切に育ててきた事業や技術、想いを、
次の世代へつなぐ皆さまを、
竹田市が応援します。



補助率

1/2

以内

補助上限額

100万円

(1事業者あたり)

このような方を応援します



親族から
承継する方



従業員で
承継する方



第三者で
承継する方

※前3年度以内に事業承継した方も含みます。

まずは
お気軽に
ご相談ください

一人で悩まず、まずはご相談ください。

事業承継の進め方や、補助金の活用方法など、
丁寧にサポートします。



制度の詳細・
申請様式はこちら



市公式HP

お問い合わせ

竹田市 商工振興課 ☎ 0974-63-4850

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

E-mail : shoko@city.taketa.ig.jp



補助対象者

次のすべてに該当する方

- 住民票を持つ市内居住者であること（個人事業主の場合）
- 市内に事業所を設置する中小企業者等
- 今年度事業承継を行う方、前3年度以内に事業承継をした方
- 市税等の滞納がない方

※その他要件があります。
詳細はお問い合わせください。



補助対象となる経費（例）

- 店舗・事業所の改修費
- 機械装置・備品の購入費
- 車両の整備費用（事業用）
- システム導入・更新費（事業用）
- 広告宣伝費・ホームページ制作費
- 専門家への相談・委託費 など

※消費税は補助対象外です。
※詳細は募集要項をご確認ください。



補助率・上限額

補助率

1/2
以内

補助上限額

100万円
(1事業者あたり)

募集期間 令和8年8月17日(月)～令和8年9月30日(水)

※予算の範囲内での交付となります。

申請の流れ

1

相談



まずはお気軽にご相談ください。

2

事前確認・
計画作成



事業計画などを一緒に整理します。

3

申請



必要書類を提出してください。

4

審査・決定



内容を審査し、交付決定します。

5

事業実施



計画に基づき事業を実施します。

6

実績報告・
請求



完了後、報告書を提出してください。

7

補助金交付



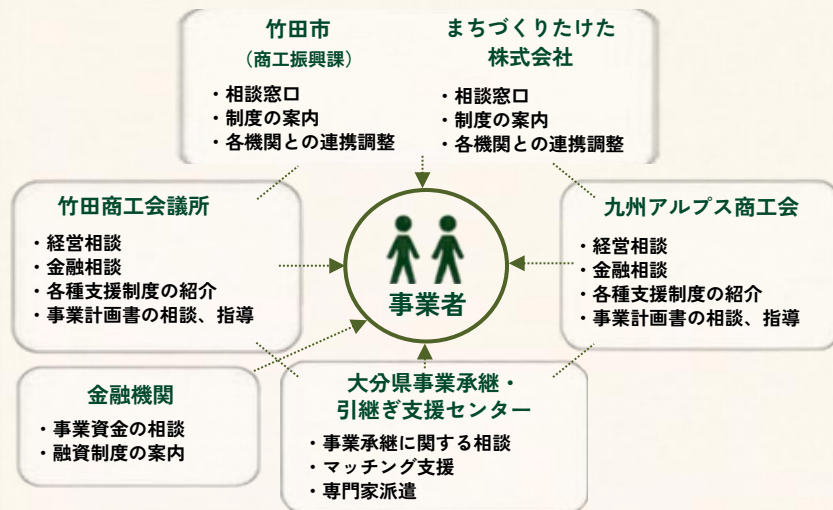
補助金を交付します。

よくあるご質問 (Q&A)

- Q** 承継の形態に制限はありますか？
A 親族内承継・従業員承継・第三者承継で、権利義務の全部もしくは一部を承継するものとなります。
- Q** 他の補助金との併用はできますか？
A 補助内容によって異なりますので、個別にご相談ください。
- Q** この補助金は、どのような方が対象となりますか？
A 事業を譲受される側が対象となります。（事業・雇用・技術を次世代へ繋ぐことを目的としています）
- Q** 補助対象となる職種について教えてください。
A 農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種となります。（中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種）

竹田市事業承継支援ネットワーク(伴走支援)

竹田市と関係機関が連携し、事業承継をワンストップで支援します。



計画作成の支援

事業承継計画の策定や課題整理など、必要に応じて以下の機関が支援します。
 ・竹田商工会議所・九州アルプス商工会・大分県事業承継・引継ぎ支援センター

お問い合わせ

竹田市 商工振興課

☎ 0974-63-4850

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

E-mail: shoko@city.taketa.lg.jp

制度の詳細・
申請様式はこちら
(市公式ホームページ)



事業を受け継ぐことは、
新しい未来を育てることでもあります。
竹田市は、その一步を皆さまとともに歩みます。